

(お知らせ)

令和3年3月
近畿中部防衛局企画部
防音対策課

移転措置事業の事務手続における押印見直し及び一部オンライン化 について

今般、「飛行場等周辺の移転補償等の実施に関する訓令（平成19年防衛省訓令第89号）」、「立木竹の買取補償について（防地防（事）第145号。令和2年3月30日）」及び「飛行場等周辺の移転補償等の実施に関する訓令の実施細目について（地防第16360号。24.12.19）」について、一部改正したところです。

これらの改正に伴い、移転措置事業に係る事務手続においては、令和3年度から、押印を省略すること、また、皆様からの希望があれば、事務手続の一部について、電子メールでやり取りをすることが可能（ただし、手続については、スキヤナーが必要となります。）となりましたので、併せてお知らせします。

本件に関し、ご質問等がある場合は下記問い合わせ先までご連絡願います。

【お問い合わせ先】
近畿中部防衛局企画部防音対策課
06-6945-4967